

**第1編 緑の基本計画に関する基本的事項****第3章 緑の機能と特性・個性****3. 類型ごとの緑の特性と目標**

リニア駅周辺区域は新しい類型になると考えられるため、区域等考慮する中で検討していきます。

**第5章 施策の推進に関する基本方針**（飯田市緑の育成条例第3条関係）**第2節 特性を生かした緑の育成****2. 緑と水辺の整備・保全****（6）水循環の保全**

水の循環は、自然の働きや先人の努力で長い時間をかけて守られてきました。私たちはこの命をつなぐ水という大切な財産を次世代に守り引き継いでいく責務を負っています。

今後もその環境を持続させていくため、水資源の枯渇を防止し、水源地やその周辺での開発等を抑制するための措置を講じるなどの対策に努めます。

**第4節 広域的な緑の育成**

緑の育成は、広域的な取り組みが不可欠となるため、長野県及び下伊那地域景観協議会等と連携して取り組みます。

また、長野県の南の玄関口、三遠南信地域の北の玄関口として当地域にふさわしい緑の育成に努めます。これらは広域的な視点に立っても取り組みます。

この変更之际し、市が実施した手続きは次のとおりです。

- ・平成 25 年 5 月 1 日～5 月 30 日 パブリックコメント実施
- ・平成 25 年 6 月 24 日 土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申